

1 東京都所管の港湾関係使用料

(1) 東京港入港料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556(ダイヤルイン)

東京都入港料条例

同 施 行 規 則

1) 入港料の徴収

入港料は、東京港(港湾法第 33 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により公告された東京港港湾区域をいう。)に入港する船舶から徴収する。

2) 入港料の料率

外航船舶・…………… 入港 1 回総トン数 1 トンにつき 2.70 円 (免税)

内航船舶・…………… 入港 1 回総トン数 1 トンにつき 1.35 円 (内税)

- ① 同一船舶が 1 日 2 回以上入港する場合は、1 日につき入港 1 回とみなす。
- ② 同一船舶が 1 月に 11 回(前号の規定適用後の回数による。)以上入港する場合は、1 月につき入港 10 回とみなす。

3) 入港料を徴収しない船舶

- ① 港湾法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶
- ② 総トン数 700 トン未満の船舶

4) 減額船舶

- ① 東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶は、二分の一の減額
- ② 東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶は、入港料の三分の二の減額

5) 免除船舶

- ① 離島航路整備法により航路補助金の交付を受け就航している船舶
- ② 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ③ 国際親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する船舶
- ④ 暴風雨、その他の災害により港外待避をして再入港する船舶

- ⑤ 傷病人の手当等のため緊急入港する船舶
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶
- ⑦ 国又は地方公共団体が実施する社会教育活動、通商産業の振興活動等に従事する船舶
- ⑧ 東京港と川崎港、横浜港及び千葉港の間でコンテナ貨物を輸送するはしけ及び押し船で、共に一体となる構造及び機能を有している船舶
- ⑨ 前各号のほか、知事が特に必要と認める船舶

(2) 東京港港湾施設使用料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556(ダイヤルイン)

東京都港湾管理条例

同 施 行 規 則

※ 1) ～ 27) について

- ・消費税法その他関係法令に基づき非課税もしくは免税となる取引に関しては、記載の額が使用料・占用料となります。
- ・消費税法その他関係法令に基づき課税対象となる使用料・占用料については、消費税が含まれた額を掲載しています。

1) 岸壁、栈橋、物揚場使用料

(青海・品川公共外貿コンテナふ頭、中央防波堤外側ふ頭(Y1、Y2)を除く)

- ① 係留1時間未満の船舶
総トン数1トンにつき 3円70銭
- ② 係留1時間以上2時間未満の船舶
総トン数1トンにつき 7円30銭
- ③ 係留2時間以上12時間までの船舶
総トン数1トンにつき 10円05銭
- ④ 係留12時間を超える船舶
総トン数1トンにつき、③に掲げる使用料に12時間を超える12時間までごとに6円70銭を加算した額とする。

○中央防波堤外側ふ頭(Y2) 栈橋使用料

- ① 係留1時間未満の船舶
総トン数1トンにつき 1円18.4銭
- ② 係留1時間以上2時間未満の船舶

- | | |
|---|------------|
| 総トン数 1 トンにつき | 2 円 33.6 銭 |
| ③ 係留 2 時間以上 12 時間までの船舶 | |
| 総トン数 1 トンにつき | 3 円 21.6 銭 |
| ④ 係留 12 時間を超える船舶 | |
| 総トン数 1 トンにつき、③に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 2 円 14.4 銭を加算した額とする | |

※Y 2 栈橋は、東京都が国から港湾法に基づく管理委託を受け、東京都港湾管理条例に基づき管理運営を行っています。そのため、同条例に定める使用料金が適用されます。

なお、Y 2 栈橋使用料は、条例料金に減免率 68%が適用されます。

2) 係船浮標及び係船くい使用料

- | | |
|--|----------|
| ① 総トン数 1,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 4,040 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 2,690 円を加算した額とする。 | |
| ② 総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 8,080 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 5,390 円を加算した額とする。 | |
| ③ 総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 12,110 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 8,080 円を加算した額とする。 | |
| ④ 総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 18,190 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 12,130 円を加算した額とする。 | |
| ⑤ 総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 30,300 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 20,200 円を加算した額とする。 | |
| ⑥ 総トン数 15,000 トン以上の船舶 1 隻につき | |
| (イ) 12 時間まで | 36,350 円 |
| (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 24,240 円を加算した額とする。 | |

3) 小型油槽船係留施設使用料

総トン数 1 トンにつき 24 時間までごとに 3 円

4) 泊地ていけい場使用料

総トン数 300 トン以上の船舶は、係船浮標使用料の 5 割とする。

ただし、300 トン未満の船舶については、使用料を徴収しない。

5) 船舶給水施設使用料

① 岸壁給水

(イ) 給水量 20 立方メートルまで 13,000 円

(ロ) 給水量 20 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 20 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。

(ハ) 給水作業を自ら行った場合（あらかじめ知事が認めた場合に限る。）においては、給水量 1 立方メートルまでごとに 550 円

② 運搬給水

(イ) 給水量 25 立方メートルまで 16,250 円

(ロ) 給水量 25 立方メートルを超え 50 立方メートルまで 32,500 円

(ハ) 給水量 50 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 50 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。

(ニ) (イ)から(ハ)の規定にかかわらず、京浜港東京区第一区及び第二区以外の区域における給水については、(イ)から(ハ)で算定した額に当該額の 5 割を加算した額とする。

*使用料の割り増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の 5 割増しとする。ただし、岸壁給水における給水作業を自ら行った場合は、この限りではない。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

3 1 月 2 日及び同月 3 日

4 12 月 29 日から同月 31 日まで

5 前各号に掲げる日以外の日の午前 0 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時から翌日の午前 0 時まで

6) 荷役機械使用料

ばら物用走行式起重機

① アンローダー

1 台 1 時間までごとに 53,000 円

② ベルトコンベアー

1 台 1 時間までごとに 36,000 円

7) 上屋使用料

① 一般上屋（自動車上屋、食品上屋及びばら物上屋以外のもの）	
（イ） 特級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	750 円
（ロ） 1級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	694 円
（ハ） 2級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	651 円
（ニ） 3級（知事が指定する上屋）	
1月1平方メートルまでごとに	491 円
② 自動車上屋（知事が指定する上屋）	
（イ） 屋上部	
1月1平方メートルまでごとに	152 円
（ロ） 一階部	
1月1平方メートルまでごとに	194 円
③ 食品上屋（知事が指定する上屋）	
（イ） 貨物を蔵置する区画	
1月1平方メートルまでごとに	2,373 円
（ロ） その他	
1月1平方メートルまでごとに	720 円
④ ばら物上屋	
1月1平方メートルまでごとに	248 円

8) 野積場使用料

① 一般野積場（ばら物野積場以外のもの）	
（イ） 特級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	365 円
（ロ） 1級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	152 円
（ハ） 2級（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	106 円
② ばら物野積場（知事が指定する野積場）	
1月1平方メートルまでごとに	274 円

9) 冷蔵コンテナ用荷役施設使用料

① 長さが6.1メートル以下の冷蔵コンテナ用	
1日につき	1,543 円
② 長さが6.1メートルを超える冷蔵コンテナ用	
1日につき	2,060 円

1 0) 荷役連絡所使用料

- ① 特級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 2,700 円
- ② 1 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 1,370 円
- ③ 2 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 1,280 円
- ④ 3 級(知事が指定する荷役連絡所)
1 月 1 平方メートルまでごとに 900 円

1 1) 荷役機械器具置場使用料

- ① 定期使用
 - (イ) 1 級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)
1 月 1 平方メートルまでごとに 340 円
 - (ロ) 2 級(1 級以外のもの)
1 月 1 平方メートルまでごとに 240 円
- ② 一般使用
 - (イ) 1 級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)
1 日 1 平方メートルまでごとに 11 円
 - (ロ) 2 級(1 級以外のもの)
1 日 1 平方メートルまでごとに 9 円

1 2) 貯木場使用料

- ① 定期使用
1 月 1 平方メートルまでごとに 22 円
- ② 一般使用
60 日までは、1 日 1 平方メートルまでごとに 80 銭
61 日以後は、1 日 1 平方メートルまでごとに 1 円 60 銭

1 3) 港湾施設用地使用料

- ① 柱類
 - (イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)
1 月 1 本につき 283 円
 - (ロ) その他
1 月 1 本につき 496 円
- ② 地下埋設物
 - (イ) 最大口径 10 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 19 円

- (ロ) 最大口径 10 センチメートル以上 50 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 57 円
- ③ 架空管
- (イ) 最大口径 10 センチメートル未満のもの
1 月 1 メートルまでごとに 200 円
- (ロ) 最大口径 10 センチメートル以上のもの
1 月 1 メートルまでごとに 570 円
- ④ 公衆電話所 1 月 1 平方メートルまでごとに 183 円
(ただし、公衆電話所の面積は 1 ヶ所 1 台につき 2 平方メートルとみなす。)
- ⑤ 地上構造物
- (イ) 固定式のもの
- A 港湾関係業者又はこれと密接な関係にある者が、その事業の用に供するため
に使用する場合
1 月 1 平方メートルまでごとに 364 円
(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5 割
とする)
- B 上記以外の場合
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- (ロ) 移動式のもの
1 月移動範囲 1 平方メートルまでごとに 164 円
(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5 割
とする)
- ⑥ 地下構造物
1 月 1 平方メートルまでごとに 200 円
- ⑦ 車両整理場として使用するとき
1 月 1 平方メートルまでごとに 55 円
- ⑧ 港湾駐車場として使用するとき
1 月 1 平方メートルまでごとに 364 円
- ⑨ 野積場と同様の用途に使用するとき 野積場の使用料相当額
- ⑩ 標識または案内板
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑪ 送電塔、無線塔またはこれに類するもの
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑫ 航行補助施設
1 月 1 平方メートルまでごとに 454 円
- ⑬ 気象、海象または土地観測施設

1月1平方メートルまでごとに	454円
⑭ 郵便差出箱または信書便差出箱	
1月1平方メートルまでごとに	454円
⑮ 水道管、下水管、ガス管(最大口径50センチメートル以上のもの)または洞道	
1月1平方メートルまでごとに	200円
⑯ 地下変電所	
(イ) 地上露出部分 1月1平方メートルまでごとに	454円
(ロ) 地下部分 1月1平方メートルまでごとに	200円
⑰ 工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設	
1月1平方メートルまでごとに	440円
⑱ 前各号以外のもの	
(イ) 定期使用	
1月1平方メートルまでごとに	
454円を超えない範囲で、その都度知事が定める額	
(ロ) 一般使用	
1日1平方メートルまでごとに	12円

1 4) 客船ターミナル施設使用料

(東京国際クルーズターミナル、晴海客船ターミナルを除く)

① 定期使用	
(イ) 事務室	
A 特級	
1月1平方メートルまでごとに	5,200円
B 1級	
1月1平方メートルまでごとに	3,500円
C 2級	
1月1平方メートルまでごとに	1,450円
(ロ) 店舗	
A 特級	
1月1平方メートルまでごとに	5,200円
B 2級	
1月1平方メートルまでごとに	2,300円
(ハ) 食堂	
1月1平方メートルまでごとに	2,300円
(ニ) 駐車場	
A 特級	
1月1台につき	115,000円

B	1 級	
	1 月 1 台につき	91,000 円
C	2 級	
	1 月 1 台につき	20,000 円
(ホ)	その他	
A	土地(港湾施設用地に係るものを除く。)又は床面	
a	特級 1 月 1 平方メートルまでごとに	5,200 円
b	1 級 1 月 1 平方メートルまでごとに	3,500 円
c	2 級 1 月 1 平方メートルまでごとに	2,300 円
B	壁面	
a	特級 1 月 1 平方メートルまでごとに	2,600 円
b	1 級 1 月 1 平方メートルまでごとに	1,750 円
c	2 級 1 月 1 平方メートルまでごとに	1,150 円
②	一般使用	
(イ)	ホール	
A	午前(午前 9 時から正午まで)	20,000 円
B	午後(午後 1 時から午後 4 時 30 分まで)	40,000 円
C	夜間(午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで)	50,000 円
D	全日(午前 9 時から午後 9 時 30 分まで)	100,000 円
E	午前 9 時前又は午後 9 時 30 分後 それぞれ 1 時間までごとに	12,500 円
F	正午から午後 1 時まで(午前及び午後を継続して使用する場合を除く。)	8,000 円
G	午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで(午後及び夜間を継続して使用する場 合を除く。)	8,000 円
(ロ)	駐車場	
A	機械精算式駐車場	
	1 回 1 台につき 2 時間まで	400 円
	2 時間を超える場合は、上記の使用料に 30 分までごとに 100 円を加算した 額。ただし、1 日当たりの使用料の最高限度額は 1,000 円とする。	
B	その他	
a	特級 1 日 1 台につき	4,000 円
b	1 級 1 日 1 台につき	3,000 円
c	2 級 1 日 1 台につき	1,000 円
(ハ)	旅客乗降用渡橋	
	1 台 24 時間までごとに	30,000 円

(二) 待合所施設

A 特級

a 1日1平方メートルまでごとに 170 円

b 業として写真等の撮影のための使用

I 写真の撮影

1時間までごとに 12,000 円

II 映画、テレビ及びビデオの撮影

1時間までごとに 36,000 円

B 1級

a 1日1平方メートルまでごとに 120 円

b 業として写真等の撮影のための使用

I 写真の撮影

1時間までごとに 8,000 円

II 映画、テレビ及びビデオの撮影

1時間までごとに 24,000 円

C 2級

a 1日1平方メートルまでごとに 50 円

b 業として写真等の撮影のための使用

I 写真の撮影

1時間までごとに 1,560 円

II 映画、テレビ及びビデオの撮影

1時間までごとに 6,750 円

15) 橋りょう附帯施設使用料

① 定期使用

(イ) 店舗

1月1平方メートルまでごとに 2,300 円

(ロ) その他

A 床面 1月1平方メートルまでごとに 2,300 円

B 壁面 1月1平方メートルまでごとに 1,150 円

② 一般使用

1日1平方メートルまでごとに 50 円

16) 電気施設使用料

100ワット 1時間までごとに 6 円

17) コンテナ搬送用台車置場使用料

1月1平方メートルまでごとに 360 円

18) コンテナ置場使用料

1 月 1 平方メートルまでごとに	360 円
1 9) コンテナ用荷役機器整備点検施設使用料	
1 月までごとに	1, 196, 855 円
2 0) 船客待合所使用料	
① 定期使用 1 月 1 平方メートルまでごとに	460 円
② 一般使用 1 日 1 平方メートルまでごとに	15 円
2 1) 散水施設使用料	
1 台 1 時間までごとに	2, 000 円
2 2) 車両乗降用施設使用料	
1 台 1 月までごとに	271, 230 円
2 3) 自動車はかり使用料	
1 台 1 月までごとに	242, 000 円
2 4) 木材用荷役施設使用料	
1 月	49, 044, 000 円
2 5) 水産物用荷役施設使用料	
1 月	23, 119, 000 円
2 6) 清掃施設使用料	
1 台 1 時間までごとに	1, 900 円
2 7) 臨港道路占用料	
① 柱類その他これらに類する工作物	
(イ) 柱類	
A 第一種電柱	
1 月 1 本につき	366 円
B 第二種電柱	
1 月 1 本につき	566 円
C 第三種電柱	
1 月 1 本につき	783 円
D 第一種電話柱	
1 月 1 本につき	283 円
E 第二種電話柱	
1 月 1 本につき	450 円
F 第三種電話柱	
1 月 1 本につき	616 円
G その他の柱類	
1 月 1 本につき	28 円
(ロ) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	

1月1個につき	566円
(ハ) 広告塔	
表示面積1月1平方メートルまでごとに	2,025円
(ニ) 架空線等	
A 共架電線その他上空に設ける線類	
長さ1月1メートルまでごとに	3円
B 地下電線その他地下に設ける線類	
長さ1月1メートルまでごとに	1円
(ホ) 路上に設ける変圧器	
1月1個につき	266円
(ヘ) 地下に設ける変圧器	
占用面積1月1平方メートルまでごとに	166円
(ト) その他	
占用面積1月1平方メートルまでごとに	566円
② 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
(イ) 外径が0.07メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	11円
(ロ) 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	16円
(ハ) 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	25円
(ニ) 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	33円
(ホ) 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	50円
(ヘ) 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	68円
(ト) 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	118円
(チ) 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	166円
(リ) 外径が1メートル以上のもの	
長さ1月1メートルまでごとに	333円
③ 鉄道、軌道その他これらに類する施設	
占用面積1月1平方メートルまでごとに	566円
④ 日よけその他これに類する施設	

- | | |
|------------------------|-------|
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 566 円 |
|------------------------|-------|
- ⑤ 上空又は地下に設ける通路その他これらに類する施設
- | | |
|------------------------|----------|
| (イ) 上空に設ける通路 | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1, 008 円 |
| (ロ) 地下に設ける通路 | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 607 円 |
| (ハ) その他 | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 566 円 |
- ⑥ 売店、露店その他これらに類する施設
- | | |
|-------------------------|----------|
| (イ) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの | |
| 占用面積 1 日 1 平方メートルまでごとに | 240 円 |
| (ロ) その他 | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 2, 025 円 |
- ⑦ 看板その他これに類する工作物
- | | |
|------------------------|----------|
| (イ) 看板 | |
| 表示面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 2, 025 円 |
| (ロ) 標識 | |
| 1 月 1 本につき | 450 円 |
- ⑧ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- | | |
|------------------------|-------|
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 566 円 |
|------------------------|-------|
- ⑨ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- | |
|---|
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに、A に 12, 000 分の 24 を乗じて得た額 |
| 【A は、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して、知事が算定した当該土地の 1 平方メートル当たりの評価額とする。以下同じ。】 |
- ⑩ 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、危険防止施設及び工事用材料置場
- | | |
|------------------------|----------|
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | 2, 025 円 |
|------------------------|----------|
- ⑪ 高架の道路の路面下に設ける自動車駐車場その他これに類する施設
- | | |
|------------------------|--------------------------|
| (イ) 建築物 | |
| A 階数が一のもの | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | A に 12, 000 分の 6 を乗じて得た額 |
| B 階数が二のもの | |
| 占用面積 1 月 1 平方メートルまでごとに | A に 12, 000 分の 8 を乗じて得た額 |
| C 階数が三のもの | |

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 1 を乗じて得た額

D 階数が四以上のもの

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 1 を乗じて得た額

(ロ) その他

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに A に 12,000 分の 6 を乗じて得た額

⑫ その他

占有面積 1 月 1 平方メートルまでごとに 2,025 円を超えない範囲で
その都度知事が定める額

28) 青海・品川公共外貿コンテナふ頭岸壁、棧橋使用料 中央防波堤外側ふ頭（Y 1）棧橋使用料

東京港埠頭株式会社埠頭事業部業務課

TEL 03-3599-7369 (ダイヤルイン)

① 係留 1 時間未満の船舶

総トン数 1 トンにつき 2 円 39 銭(外航)
1 円 34 銭(内航)

② 係留 1 時間以上 2 時間未満の船舶

総トン数 1 トンにつき 4 円 73 銭(外航)
2 円 64 銭(内航)

③ 係留 2 時間以上 12 時間までの船舶

総トン数 1 トンにつき 6 円 51 銭(外航)
3 円 64 銭(内航)

④ 係留 12 時間を超える船舶

総トン数 1 トンにつき、③に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに次の金額を加算した額とする。

4 円 34 銭(外航)
2 円 43 銭(内航)

※はしけによる利用は、無料とします。

※岸壁使用料(内航船)は、別途消費税をいただきます。

29) 東京国際クルーズターミナル施設使用料

東京国際クルーズターミナルグループ

TEL 03-5962-4391

施設名	利用区分		単位	使用料
多目的エリア	全面利用	平日	3,000 m ²	400,000 円
		土日祝日	3,000 m ²	500,000 円
	分割利用	平日	100 m ² ごとに	15,000 円
		土日祝日	100 m ² ごとに	17,000 円
	準備撤去日は上記の 1/2 ※清掃料金別途			
その他	-	平日	1 m ² までごとに	150 円
	-	土日祝日	1 m ² までごとに	170 円
会議室(1) 22.62 m ²	-	-	1 時間ごとに	500 円
	-	-	上限額	3,500 円
会議室(2)～(4) 46.80 m ²	-	-	1 時間ごとに	1,000 円
	-	-	上限額	7,000 円
会議室(5) 51.48 m ²	-	-	1 時間ごとに	1,500 円
	-	-	上限額	8,000 円
特別室 72.54 m ²	-	-	1 時間ごとに	3,000 円
	-	-	上限額	12,000 円
撮影	写真		1 時間ごとに	5,000 円
	映画、テレビ及びビデオ撮影		1 時間ごとに	20,000 円

30) 晴海客船ターミナル施設使用料

東京国際クルーズターミナルグループ

TEL 03-6628-6150

施設名	利用区分		単位	使用料
待合所施設	-	平日	1 m ² までごとに	100 円
	-	土日祝日	1 m ² までごとに	120 円
撮影	写真		1 時間ごとに	3,000 円
	映画、テレビ及びビデオ撮影		1 時間ごとに	13,000 円

(3) 島しょ港湾施設使用料

東京都港湾局離島港湾部管理課
TEL 03-5320-5653(ダイヤルイン)
東京都港湾管理条例
同 施 行 規 則

1) 岸壁、栈橋、船揚場、物揚場使用料

- ① 総トン数1トンにつき
係留24時間までごとに 2円10銭
ただし、100トン未満の船舶は、無料とする。
- ② 定期船は、上記使用料の5割とする。

2) 係船浮標使用料

- ① 総トン数1,000トン未満の船舶1隻につき
24時間までごとに 864円
ただし、100トン未満の船舶は無料とする。
- ② 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶1隻につき
24時間までごとに 1,728円
- ③ 総トン数3,000トン以上の船舶1隻につき
24時間までごとに 2,592円
- ④ 定期船が係船浮標を使用する場合には、①から③までに掲げる使用料の5割とする。

3) 船舶給水施設使用料

給水量 1立方メートルまでごとに 960円

※使用料の割増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の5割増とする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで
- 5 前各号に掲げる日以外の日の午前0時から午前8時30分まで及び午後5時から翌日の午前0時まで

4) 上屋使用料

1月1平方メートルまでごとに 440円

5) 港湾施設用地使用料

① 柱類

(イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)

1月1本につき 16円

(ロ) その他 1月1本につき

52円

② 地下埋設物

(イ) 最大口径10センチメートル未満のもの

1月1メートルまでごとに 4円

(ロ) 最大口径10センチメートル以上50センチメートル未満のもの

1月1メートルまでごとに 8円

③ 公衆電話所

1月1平方メートルまでごとに 21円

④ その他

1月1平方メートルまでごとに 14円

6) 冷蔵コンテナ用荷役施設使用料

① 長さが3.1メートル以下の冷蔵コンテナ用

1日につき 765円

② 長さが3.1メートルを超える冷蔵コンテナ用

1日につき 1,090円

7) 船客待合所使用料

1月1平方メートルまでごとに 64円

8) 輸送管施設使用料

① 輸送量50キロリットル以下のもの 5,100円

② 輸送量50キロリットルを超える場合においては、①に掲げる使用料に50キロリットルを超える1キロリットルまでごとに102円を加算した額とする。

(4) 公有水面埋立免許料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5552(ダイヤルイン)

公有水面埋立法施行令

第16条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ帰属スヘキ埋立地ノ価額ノ百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徴収スヘシ

2 埋立地ノ価額ハ埋立ノ免許ノ日ヲ標準トシ比隣ノ土地ノ価格ヲ参酌シテ都道府県知事之ヲ認定ス

(5) 港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地の占用料及び土砂採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例

1) 占用料金

(単位：円)

港湾区分	占用区分	占用場所の区分	占用料	
			単位	金額
東京港	いかだ係留のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	28
	飲食店その他の通常陸上に設置される施設を水域に設置するための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	A に 0.000625 を乗じて得た額(当該額が 127 円未満の場合は 127 円)
	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	127
		港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	190
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域	1 平方メートル 当たり月額	60
		港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	90
その他の港湾	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	10
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1 平方メートル 当たり月額	5

備考 1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が 4 平方メートル未満の鉄塔及び係船くい、各 1 本につき 4 平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難しいときは、延長 1 メートルにつき 1 平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は占用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1 平方メートルに切り上げて計算する。

5 1 件の料金が 100 円未満のものについては、100 円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が 30 日を超えないものは、1 月とみなして計算する。

7 A は、水域占用場所の近傍の土地の固定資産税評価額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳又は同条第 11 号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。)の 1 平方メートル当たりの額に相当する額とする。

2) 土砂採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金	
		単位	金額
東京港	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	360
	玉 石	1 立方メートルにつき	540
	泥 土	1 立方メートルにつき	210
その他の港湾	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	150
	玉 石	1 立方メートルにつき	220
	泥 土	1 立方メートルにつき	85

備考1 玉石は、直径 12 センチメートル以上のものとする。

2 採取容積が 1 立方メートル未満のとき、又は採取容積に 1 立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1 立方メートルに切り上げて計算する。

(6) 海岸保全区域の占用料及び土石採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都海岸占用料等徴収条例

1) 占用料金

(単位：円)

沿岸区分	所管区分	占用区分	占用場所の区分		占用料金	
					単位	金額
東京湾沿岸	港湾管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	190
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	90
	その他の区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	60
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	31
伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	港湾管理者又は漁港管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	10
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	5
	その他の区域	土地の占用又は施設の占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5

備考1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が4平方メートル未満の鉄塔及び係船くいは、各1本につき4平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難しいときは、延長1メートルにつき1平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

5 1件の料金が100円未満のものについては、100円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が30日を超えないものは、1月とみなして計算する。

2) 土石採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金		備考
		単位	金額	
東京湾沿岸	砂利又は砂	1 立方メートルにつき	360	1 玉石は、直径 12 センチメートル以上のものとする。 2 採取容積 1 立方メートル未満のとき、又は採取容積に 1 立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1 立方メートルに切り上げて計算する。
	玉 石	1 立方メートルにつき	540	
	泥 土	1 立方メートルにつき	210	
伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	砂利又は砂	1 立方メートルにつき	150	
	玉 石	1 立方メートルにつき	220	
	泥 土	1 立方メートルにつき	85	

(7) 東京夢の島マリーナ利用料金

株式会社ユニマツトプレシヤス

TEL 03-5569-2710

1) 係留料金

利用区分	艇長	艇幅	年一括払い	分割払い(四半期ごと)	
			利用料金	各期支払額	利用料金
A	6 メートル以下 (17 フィート～19 フィート)	3.9 メートル以下	409,200 円	102,300 円	409,200 円
B	6 メートルを超え 7 メートル以下 (20 フィート～22 フィート)	3.9 メートル以下	607,200 円	151,800 円	607,200 円
C	7 メートルを超え 8 メートル以下 (23 フィート～26 フィート)	3.9 メートル以下	752,400 円	188,100 円	752,400 円
D	8 メートルを超え 10 メートル以下 (27 フィート～32 フィート)	3.9 メートル以下	924,000 円	231,000 円	924,000 円
E	10 メートルを超え 13 メートル以下 (33 フィート～42 フィート)	4.5 メートル以下	1,188,000 円	297,000 円	1,188,000 円
F	13 メートルを超え 15 メートル以下 (43 フィート～49 フィート)	4.9 メートル以下	1,452,000 円	363,000 円	1,452,000 円
G	15 メートルを超え 18 メートル以下 (50 フィート～58 フィート)	5.4 メートル以下	1,848,000 円	462,000 円	1,848,000 円
H	18 メートルを超え 20 メートル以下 (59 フィート～65 フィート)	5.5 メートル以下	2,244,000 円	561,000 円	2,244,000 円

2) 作業料金

① クレーン作業料金（海上より上架～修繕ヤード～海上下架（船台に置く場合））

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	22,000 円	8,382 円 (往復)	2,933 円
31 フィート～35 フィート	33,000 円		
36 フィート～40 フィート	44,000 円		
41 フィート～50 フィート	55,000 円		
51 フィート以上	66,000 円		

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	11,000 円	4,191 円 (往復)	2,933 円
31 フィート～35 フィート	16,500 円		
36 フィート～40 フィート	22,000 円		
41 フィート～50 フィート	27,500 円		
51 フィート以上	33,000 円		

② 海上より上架トラックで搬出（船台に置かない場合）

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	13,200 円	4,191 円 (片道)	30 フィート以下	13,200 円	2,095 円 (片道)
31 フィート～35 フィート	19,800 円		31 フィート～35 フィート	19,800 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

③ トラックより搬入海上下架（船台に置かない場合）

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	11,000 円	4,191 円 (片道)	30 フィート以下	11,000 円	2,095 円 (片道)
31 フィート～35 フィート	16,500 円		31 フィート～35 フィート	16,500 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

④ 海上より上架トラックで搬出（船台に置く場合）

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	24,200 円	8,382 円 (往復)	2,933 円（当日 搬出は無料）
31 フィート～35 フィート	36,300 円		
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	18,700 円	4,191 円 (往復)	2,933 円（当日 搬出は無料）
31 フィート～35 フィート	28,050 円		
上記以外は不可能			

⑤ トラックより搬入海上下架（船台に置く場合）

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	22,000 円	8,382 円	2,933 円（当日

31 フィート～35 フィート	33,000 円	(往復)	搬出は無料)
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理ヤード使用料
30 フィート以下	16,500 円	4,191 円 (往復)	2,933 円 (当日 搬出は無料)
31 フィート～35 フィート	24,750 円		
上記以外は不可能			

⑥ マリーナ内回航、曳航 (片道)

艇長	回航	曳航
30 フィート以下	5,500 円	11,000 円
31 フィート～40 フィート	8,250 円	16,500 円
41 フィート以上	11,000 円	22,000 円

(8) 東京港港湾厚生施設利用料金

1) 船員宿泊所利用料

一般財団法人東京船員厚生協会

TEL 03-3531-2216

東京海員会館

(単位：円／1名、税込)

区分	室タイプ	洋室						和室	
		シングル	スタンダードダブル	ダブル/スーペリア	ツイン	バリアフリー	コンフォート	A(定員3)	B(定員4)
	室数	52室	18室	6室/12室	4室	1室	6室	24室	16室
	面積	12.8㎡	15.6㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	23.3㎡
船員及び家族	単身	7,500	7,900	8,800	8,800	8,800	11,000	7,500	7,900
	2名1室利用		6,200	7,800	7,800	介助者無料	9,000	5,800	6,800
	3名1室利用							5,000	6,000
	4名1室利用								5,000
海事関係者	単身	8,500	8,900	9,800	9,800	9,800	12,000	8,500	8,900
	2名1室利用		7,200	8,800	8,800	介助者無料	10,000	6,800	7,800
	3名1室利用							6,000	7,000
	4名1室利用								6,000
一般	単身	随時設定							
	2名1室利用								
	3名1室利用								
	4名1室利用								

※ 宿泊料金は1人毎の1泊分料金

※ 宿泊料金が一人につき税抜10,000円を超えた場合は、宿泊税がかかります。

※ 令和7年4月1日から適用

2) 港湾労働者宿泊所等利用料

一般財団法人東京港湾福利厚生協会

TEL 03-3452-6391

(消費税込み)

名 称	利用料(円)	備 考
港湾労働者第一宿泊所	1,430	1 人 1 泊
港湾労働者第三宿泊所	880	1 人 1 泊
港湾労働者品川宿泊所	880	1 人 1 泊
辰巳港湾住宅	40,300～81,300	月額(含む 共益費)